

北信交監第71号  
北信交旅第139号  
北信技保第30号  
平成29年6月12日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の  
一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成29年6月9日付け国  
自安第46号、国自旅第52号、国自整第61号）のとおり通知があっ  
たので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。





国自安第46号  
国自旅第52号  
国自整第61号  
平成29年6月9日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;">           国自安第155号            国自旅第225号            国自整第218号            平成28年11月18日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成29年 3月14日  <u>一部改正 平成29年 6月 9日</u> </p> <p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者            ①～⑫ (略)  <u>⑬ 過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われる</u></p>	<p style="text-align: right;">           国自安第155号            国自旅第225号            国自整第218号            平成28年11月18日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成29年 3月14日         </p> <p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者            ①～⑫ (略)  <u>⑬ 長期間、監査(街頭監査を除く。)を実施していない事業者(適正化事業実施機関に</u></p>

こと等により、継続的な監視が必要な事業者

⑭～⑲ (略)

4. 監査対象事業者の把握

(1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の次に掲げる事業者について、適切に把握するものとする。

① 監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者

② 3. ⑬の事業者

(2)、(3) (略)

5. 監査の実施方法等

(1)～(9) (略)

(10) 3. ⑬の事業者については、原則、年度毎に1回以上の監査を実施するものとする。

6. ～8. (略)

附 則 (略)

附 則(平成29年6月9日 国自安第46号、国自旅第52号、国自整第61号)

この通達は、平成29年6月16日から施行する。

よる巡回指導があった事業者及び公益社団法人日本バス協会が行う貸切バス事業者安全性評価認定制度により認定されている事業者を除くことができる。)

⑭～⑲ (略)

4. 監査対象事業者の把握

(1) 運輸支局、運輸監理部及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）は、当該管内の事業者に係る監査端緒に関する情報に基づいて、優先的に監査を実施すべき事業者及び法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者を適切に把握しておくものとする。

(2)、(3) (略)

5. 監査の実施方法等

(1)～(9) (略)

(新設)

6. ～8. (略)

附 則 (略)

(新設)